

2025年(令和7年)

5月号 vol.269

 千葉市消費生活センター

暮らしの情報

いずみ



令和7年3月 相談件数



569件

(前月比: 109件)

(前年同月比: 97件)

掲載
内容

- 通話録音装置等の設置経費を補助します
- 5月は「消費者月間」です
- 消費生活パネル展～地球の今と未来を考える～
- 自転車を安全に利用するために
- 消費者被害注意報

通話録音装置等の設置経費を補助します

市内で、突然見知らぬ事業者が電話で分電盤などの点検を持ち掛け、点検後「交換しなければ漏電して火事になる」などと不安をあおり、高額な交換工事を勧誘する「点検商法」による消費者被害が、主に高齢者を対象に発生しています。

市ではこのような消費者被害を未然に防止するため、迷惑電話防止機能付き電話機等を購入・設置する高齢者の方に補助金を交付します。常時留守番電話に設定しておくことや迷惑電話防止機器を設置することは、被害の防止に大変有効です。この機会に是非機器の導入をご検討ください。

対象者

市内に住民登録を有する 65 歳以上の方で、市税を滞納していない、以下のいずれかに該当する方

- 1 65 歳以上の方のみの世帯
- 2 家族と同居しているが、日中は 65 歳以上の方のみとなることが常態である世帯



対象機器

■通話録音装置

着信時に、通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能があるもの

■着信拒否装置

相手の電話番号を自動で判別し、着信を拒否する機能があるもの

■固定電話機

「通話録音装置」または「着信拒否装置」の機能がついているもの



補助額

対象機器の設置経費の 3/4 以内(上限 1 万円)

5月7日(水)受付開始

申込方法

消費生活センターに
電話で予約



予約受付電話

043-207-3601~3603

月～金曜日 8:30～17:30

5月は「消費者月間」です

令和7年度消費者月間全国統一テーマ

明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ～どのグリーンにする?～

地球温暖化により、毎年のように大雨や高温などの異常気象による災害が発生しています。

地球温暖化の原因は主に人間の活動によるものです。地球を守り、私たちが持続可能な社会を未来の世代に引き継ぐためには、地球環境に配慮した消費行動を選ぶことが大切です。

身近な消費行動を振り返り、私たち消費者にできる「グリーン志向消費」を考えてみましょう。

グリーン志向消費とは…

グリーン志向消費とは、地球環境に配慮した商品やサービスを選ぶ消費行動のことです。

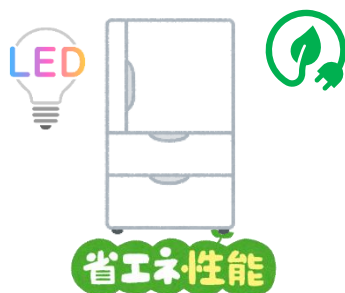
私たち消費者一人ひとりが、環境への影響を考えて行動することが持続可能な社会の実現につながります。

みなさんはどのようなグリーン志向消費をしていますか？

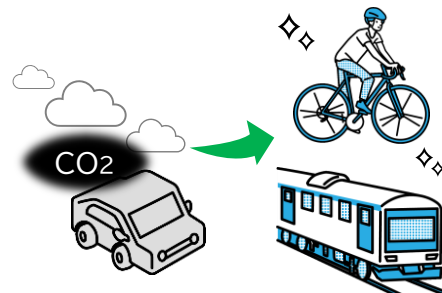
リサイクル素材を使った商品
や古着、中古の家具等を選ぶ



エネルギー効率の高い家電を
選ぶ



電車や自転車を利用して車の
CO2排出を抑える



消費生活パネル展～地球の今と未来を考える～

消費生活に関する様々な情報と市や市内の団体などの取り組みをパネル展示で紹介します。
普段の買い物から、今と未来の地球を守るために何ができるか考えてみませんか？



日時

令和7年5月14日(水)～22日(木)

9:00～21:00(最終日は16:00まで)

会場

千葉市生涯学習センター

1階 アトリウムガーデン

(千葉市中央区弁天 3-7-7)



自転車を安全に利用するために

自転車は環境にやさしい交通手段です。通勤、通学、買い物などで気軽に利用することも多いかと思いますが、思わぬ事故に遭わないために、利用時の注意点を確認しましょう。



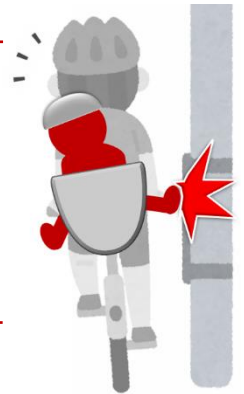
自転車事故の事例

- 🚲 電動アシスト自転車後部の幼児用座席に子どもを乗せて走行中、子どもの足とガードレールが接触して受傷した。子どもが足を置くところから足を出してぶらぶらさせていたため、右大腿骨遠位部骨折。約3週間入院。(当事者:4歳)
- 🚲 自転車後部の幼児用座席に子どもを乗せて曲がり角を走行していた。子どもが身を乗り出して電柱に頭部を打撲した。ベルトは装着していたが、ヘルメットは未装着だった。頭部挫創のため4針縫合。(当事者:5歳)
- 🚲 自転車で走行していたところ、カギに付けていたキーホルダーが後車輪に入り込み、コントロールを失って停車中の自動車にぶつかった後、自転車ごと溝に転落し、救急搬送された。ヘルメットはしていなかった。左顔面に擦り傷あり。左眼窩底(ひだりがんかてい)ふきぬけ骨折のため入院。(当事者:18歳)
- 🚲 自転車で走行中、反対方向から走行してきた2トントラックのドアミラーと衝突し転倒した。ヘルメットは未装着だった。左前頭部と後頭部に擦過傷、左下顎骨(がっこつ)骨折。口唇裂創あり。(当事者:10歳)

アドバイス

自転車後部に乗せた子どもの事故に注意！

- ✓ 後部の幼児用座席に乗った子どもは、前方の視界がほとんどありません。予期せぬ障害物にぶつかることを防ぐため身体をはみ出さないように「声掛け」をしましょう。
- ✓ 狭い通路、車止めアーチやポールの間などを通過する際は、同乗させている子どもが障害物と接触しないように、自転車から降りて押し歩いて通過しましょう。



安全のために、ヘルメット着用を！

- ✓ 道路交通法で、自転車と特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の利用者に、ヘルメット着用の努力義務が課されています。安全のため着用しましょう。

ヘルメット選びは、規格マークの確認と試着を！

- ✓ ヘルメットは、安全が確認されたJIS、SG、JCF、CE(ただしEN1078に限る)、CPSC等の規格等への適合を示すマークのあるものを使いましょう。頭の形は人によって異なります。実際にかぶって合っているかを確認するとよいでしょう。



命を守るために、取扱説明書で正しい装着を！

- ✓ 額が出すぎていたり、斜めにかぶったり、あごひもが緩かったりすると、頭部を保護できません。取扱説明書を読んで正しく着用しましょう。

義務化された自転車保険！今すぐ加入を！！

- ✓ 千葉県では自転車保険への加入が義務化されました。自分と被害者を守るため、事故が起きてしまったときに備えて自転車保険に入りましょう。



消費者被害注意報

No. 119

その URL のクリック、ちょっと待って！

悪質商法
ひっかからん蔵



フィッシング詐欺にご注意ください！

フィッシング詐欺とは、クレジットカード会社、宅配業者、銀行などの実在する組織を騙るメールや SMS を送信し、IDやパスワード、クレジットカード番号、口座番号などの個人情報を詐取する手口です。

クレジットカード会社を騙るメール

「あなたのクレジットカードが不正利用されている。取引を確認してください」とのメールが届き、記載されていたURLから、IDやパスワード、クレジットカード情報を入力してしまった。

宅配業者を騙るSMS

「荷物を届けたが不在だった」とのSMSが届き、記載されていたURLから、再配達の手続きをしたところ、「再配達料が発生する」と書いてあり、クレジットカード情報を入力してしまった。

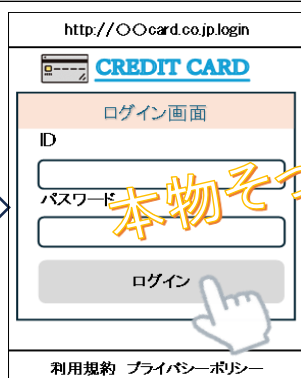
銀行を騙るSMS

「セキュリティ強化のため、一時停止しております。再開手続きをしてください」とのSMSが届き、記載されていたURLから、IDやパスワード、口座情報を入力してしまった。

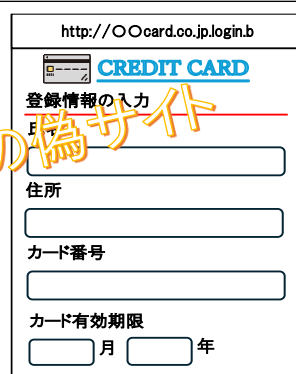
フィッシングの手口



① 偽メールやSMSが届く。



② 記載されているURLから偽サイトに誘導される。



③ 誘導された偽サイトで個人情報等を入力する。



④ 入力した情報が不正利用されて身に覚えのない請求を受ける。

消費者トラブル防止のために

- 「SMS 上の URL はタップしない！」が原則です。まずフィッシング詐欺を疑い、事前にブックマークした正規のサイトや正規のアプリからアクセスしてください。
- メールや SMS から誘導された偽サイトにアクセスしてしまっても、**個人情報は絶対に入力しないでください！**
また、偽サイト上のアプリをダウンロードしないでください。
- 偽サイトに ID・パスワード・クレジットカード番号・口座番号等を入力してしまったら ID・パスワードはすぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関などにも連絡してください。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く